

医師を対象とした 病児保育支援体制構築事業について

(緊急的な病児預かり)

茨城県では、医師が継続して就業できる環境を整備するため、子どもの体調不良時でも安心して勤務できる体制の整備を促進しています。

事業内容

子育て中の医師が、子どもの急な発熱等により、自分が担当する診療業務などを、急遽できなくなってしまうような事態を心配することなく、安心して勤務できる体制を整備することを目的とし、病院における病児保育のシステム構築を進めるとともに、次に定める区分の経費の補助を行います。

補助費対象経費

区分	想定事業	補助額
(1)施設整備費 【ハード事業】	ア 病児預かりのためのスペース整備 イ 病児預かりのためのスペースで使用する備品購入 ウ その他病児預かりのために必要な施設整備	上限 1,500,000 円
(2)病児保育 利用料等 【ソフト事業】	ア 病児保育料 イ ベビーシッターやファミリーサポートセンターの利用料 ウ ベビーシッター会社との法人登録料	上限 500,000 円

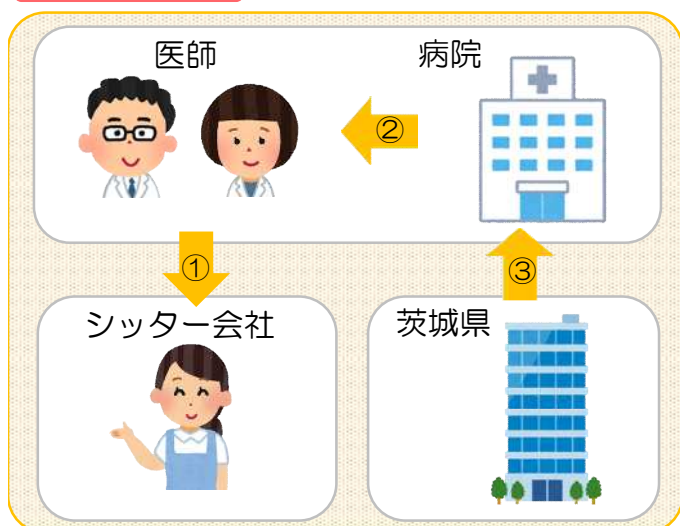
対象事業者

事業所の所在地が県内にあり、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第2項に規定する診療所

補助率

1/2

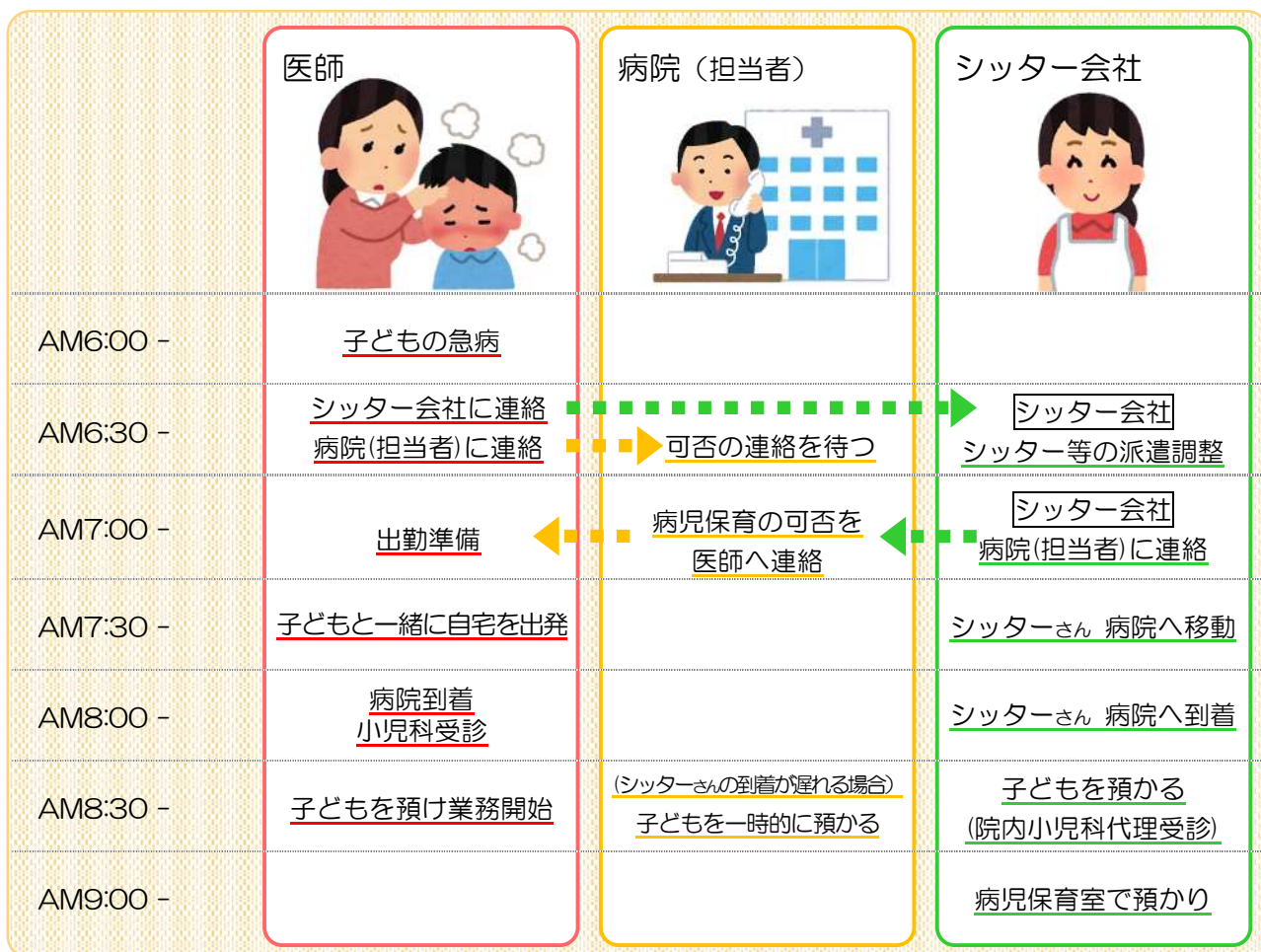
補助の流れ(例)



- ① 子どもを預けた医師が、シッター会社やファミリーサポート等に保育料を支払う。
- ② 病院は、医師が支払った保育料に対して補助を行う。
- ③ 県は、病院が支払った保育料の1/2を病院に補助する。【ソフト事業】

☆このほか、県は病院が病児預かりのためのスペースを整備した場合、整備に係る費用も補助する。【ハード事業】

病児保育支援の流れ（例）



- ① 医師：病院（担当者）とシッター会社に病児保育利用希望の旨，電話連絡する。
- ② 病院（担当者）：病児保育室の確保，小児科受診手配等，病児の受入れ準備をする。
同時にシッター会社からの当日依頼の可否について連絡を受け，医師に連絡する。
- ③ 医師：子どもと共に出勤し，小児科を受診する。
- ④ シッター：病児保育室あるいは小児科で子どもを預かり，保育を開始する。
- ⑤ 医師：業務を開始する。

病児保育スペースについて

新たに『病児保育室』を院内や保育所内に設置するには病児保育スペースの確保が必要となります。院内保育所の一部を病児保育室として利用する他，駐車場など病院敷地内に設置可能なスペースがある場合には，比較的，短工期で低コストのプレハブ住宅やユニットハウス等で造られた病児保育室を設置することが可能です。また，敷地内に設置可能なスペースを用意することが難しい場合，院内外の倉庫，会議室や当直室，院外にある宿直者用アパートやレジデント宿舎等でも，病児保育に必要な物品を配置することで，十分に病児保育スペースとして利用することが可能です。

本事業では，院内外でのスペース確保が難しい場合や，複数の利用希望者があった場合には，利用者である医師の自宅にて病児保育を行うことも可能です。